

医療事故調査の実態検証

第三者機関 報告推奨「無視」多発

患者の予期せぬ死亡を對象とする医療事故調査制度を巡り、第三者機関「医療事故調査・支援センター」が医療機関からの相談を基に行う「センター合議」の結果、「医療事故として（制度上の）報告を推奨する」と助言しても、医療機関から報告がなく、院内調査に至らないケースが相次ぎ、センターが検証に乗り出したことが1日、関係者への取材で分かった。

医療事故調査制度は1日で開始から5年。責任追及ではなく、事実解明によって再発防止を目指す制度だが、入り口となる医療機関

の発生報告がなければ、実効性が伴わない。2017～19年の発生報告はそれぞれ370件ほどで推移しており、実態より少ないとの指摘も出ている。センターは、合議の在り方などについて、関与した医療機関の意見を聴くなどの検証作業に着手した。

センターを運営する「日本医療安全調査機構」などによると、19年に合議の結果、「報告を推奨する」とした37件のうち、その後報告がない件数は16件（43・2%）。18年は37件中9件（24・3%）、17年は37件中18件（48・6%）が、その後の報告がなかった。

制度では、医療機関が医療事故と判断した場合、遺族への説明後、センターに報告し、院内調査する。ただセンターに報告する医療事故に当たるかどうかの決定は医療機関側に委ねられて

いる。報告すべきか迷った場合、センターが相談を受け、医師や薬剤師、看護師ら専門家が合議で内容を検討し、結果を伝える。医療機関側に結果に従う義務はなく、遺族にもその結果が伝わらない。